

福島県保安林内立木伐採の手引き

令和5年4月

○ はじめに	1 ページ
○ 皆伐する場合	2 ページ
○ 択伐（抜き切り）する場合	4 ページ
○ 間伐する場合	5 ページ
○ 伐採届出が必要な伐採	6 ページ
○ 災害に際して緊急に立木を伐採した場合	7 ページ
○ 国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合	//
○ 植栽の義務	//
○ 福島県農林事務所一覧	8 ページ
○ 計画から完了まで（※伐採許可申請の場合）	9 ページ
記 載 例	
○ 申請に関連する記載例	10 ページ
○ 届出に関連する記載例	16 ページ
○ その他の様式記載例	20 ページ
○ 福島県保安林内立木伐採事務取扱要領（様式抜粋）	24 ページ

○はじめに

保安林は、水資源の供給源、土砂災害の防止などを目的として森林法に基づき指定され管理されている森林です。

保安林において、立木を伐採をする場合は、原則として許可や届出が必要となっていますが、倒木や枯死木の伐採や、砂防事業の実施のための伐採など、許可や届出を必要としない場合もありますので、まずは福島県農林事務所（8ページ）へご相談ください。

なお、福島県では、上記の伐採に関して事務が円滑になされるように「福島県保安林内立木伐採事務取扱要領」（以下「要領」といい24ページ以降に掲載）を定めており、この手引きに示す（ ）内の様式番号は、その要領中のものとなっています。

※ 留意事項

- (1) 保安林の伐採は、保安林ごとに定められた制限の範囲内で行うことができます。
- (2) 保安林は、伐採後も保安林であることに変わりがなく、保安林に関する規定により継続して管理されることとなります。
- (3) 伐採後の植栽が義務付けられた保安林を伐採した場合は、定められた期間内に植栽を行う必要があります。
(※詳しくは「植栽の義務」（7ページ）をご覧ください。)

○ 皆伐する場合

1 皆伐の基準

皆伐する場合は、許可が必要です。

伐採方法が択伐（抜き切り）とされている保安林、又は伐採が禁止された保安林では、皆伐できません。

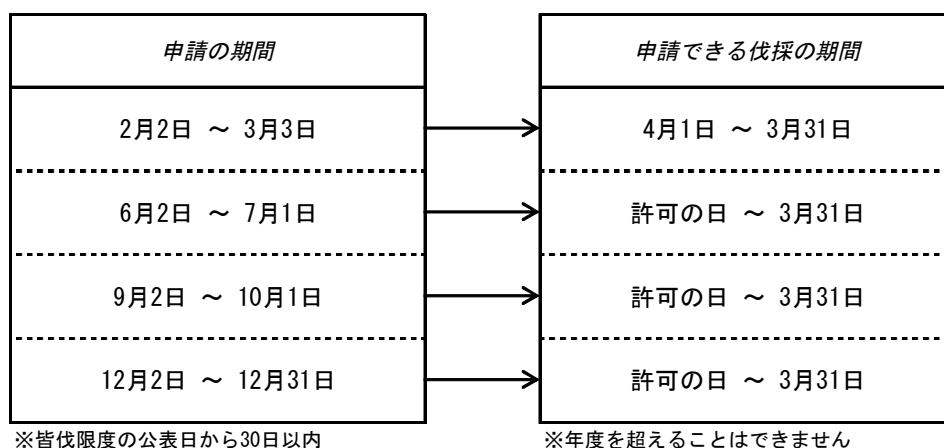
なお、皆伐には、次の基準が定められています。

- 同一とされる保安林における1年間に伐採できる面積
- 1箇所当たりの伐採面積の上限
- 伐採できる樹種ごとの林齢（標準伐期齢）
- 防風・防霧保安林にあつては、幅20m以上の森林の帯状残置

2 許可の申請と伐採の期間

許可の申請ができる期間は、毎年2月、6月、9月、12月に限られています。また、申請できる伐採の期間は、年度を超えることができません。

○ 申請の期間と伐採できる期間



なお、許可の申請は、次のいずれかに該当する方が行えます。

- 森林所有者
- 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- その他、明らかに伐採の権原を有する者

3 必要書類と提出場所

許可の申請には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、伐採を行う場所を所管する農林事務所（8ページ）です。

- 保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書（様式4-1）
 - 要領「表3 立木伐採に係る添付書類一覧」（35～36ページ）に定める書類
- ※ 提出部数は1部です。

4 許可の決定

許可書の交付は、申請期間の満了後30日以内になされます。

伐採は、許可書が届いたのち行うことができます。

なお、許可には、次の条件が付されます。

- 許可の期間
- 伐採木の搬出の期間
- 禁止すべき搬出方法
- その他保安林の維持の為に特に必要な事項

5 伐採中の留意事項

次の事項を遵守してください。

- 土砂の流出の防止に努めてください。また、伐採中及び伐採終了後において発生した災害は、直ちに復旧してください。
- 標識（様式4-6）を設置し、伐採が適法に行われていることを明らかにしてください。
- 森林保全巡視員を含む福島県職員が現地を確認する場合は、これを拒否することができません。
また、指示があった場合は、これを遵守してください。
- 許可の内容の変更は、原則として認められません。
許可された内容に変更の必要が生ずることが分かった場合は、新たな許可申請を行ってください。
ただし、伐採期間の延長の変更については、年度を超えない範囲で60日以内の延長を変更許可申請することができます。

6 伐採が完了したら

次の手続きが必要です。

- 伐採の終了した日（不実行の場合は伐採期間の終期）から30日以内に伐採終了届（様式4-7）を農林事務所へ提出してください。
- 伐採許可を受けた方が森林所有者と異なる場合は、伐採の終了日から30日以内に伐採終了通知書（様式4-8）を森林所有者へ送付してください。

○ 択伐（抜き切り）する場合

1 択伐の基準

「人工林で植栽の義務が定められた保安林を択伐する場合」は、届出が必要です。
それ以外の保安林を択伐する場合は、許可が必要です。

伐採が禁止された保安林では、択伐はできません。

なお、択伐には、次の基準が定められています。

- 保安林ごとに伐採できる材積率
- 伐採できる樹種ごとの林齢（標準伐期齢）

2 「人工林で植栽の義務が定められた保安林を択伐する場合」の手続き

「間伐する場合」（5 ページ）と同じ手続きが必要です。

3 「2 以外の択伐」の手続き

「皆伐する場合」（2 ページ）と同じ手続きが必要です。

ただし、択伐に申請の期間はありません。伐採を開始する日の30日前までに申請書を提出してください。

○ 間伐する場合

1 間伐の基準

間伐する場合は、届出が必要です。

なお、間伐には次の基準が定められています。

- 間伐できる材積率
- 間伐できる森林の樹冠疎密度

2 届出の提出

間伐（択伐）の届出は、伐採の90日から20日前までに提出する必要があります。

なお、届出は、次のいずれかに該当する方が行えます。

- 森林所有者
- 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- その他、明らかに伐採の権原を有する者

3 必要書類と提出場所

間伐（択伐）の届出には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、伐採を行う場所を所管する農林事務所（8ページ）です。

- 保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書（様式3-1）
 - 要領「表3 立木伐採に係る添付書類一覧」（35～36ページ）に定める書類
- ※ 提出部数は1部です。

4 届出の受理

届出内容が適正な場合、受理通知書が交付されます。

間伐（択伐）は、受理通知書が届いたのちに行ってください。

届出の内容に変更が生じる場合は、届け出た内容以外の伐採は行わず、速やかに農林事務所へ連絡し、指示を受けてください。

5 間伐を行わなかったら

完了予定日から30日以内に不実行届（様式3-6）を提出してください。

なお、一部でも間伐した場合は、不実行届を提出する必要はありません。

6 間伐が終了したら

次の手続きが必要です。

- 受理通知書の交付を受けた方が森林所有者と異なる場合は、伐採の終了日から30日以内に保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）終了通知書（様式3-7）を森林所有者へ送付してください。

○ 伐採届出が必要な伐採

1 伐採届出が必要な伐採

次の目的で立木を伐採する場合は、届出が必要です。

- 別に保安林内作業許可を受けて、保安林の機能を代替する施設を設置する場合
- 知事が指定する樹木に被害を与える害虫や菌類を、定められた方法で駆除やまん延を防止する場合
- 森林施業に必要な作業道などを設置する場合
- 土地収用法に定める事業を実施するために必要な測量等を実施する場合
- 建物等に被害を与えるおそれのある立木を伐採する場合

2 届出の提出

伐採届出は、伐採の2週間前までに提出する必要があります。

なお、届出は、次のいずれかに該当する方が行えます。

- 森林所有者
- 森林所有者から伐採を依頼された伐採業者
- その他、明らかに伐採の権原を有する者

3 必要書類と提出場所

伐採届出には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、伐採を行う場所を所管する農林事務所（8ページ）です。

- 保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書（様式2-1）
 - 要領「表3 立木伐採に係る添付書類一覧」（35～36ページ）に定める書類（ただし、規則第60条第1項第5号に定める届出の場合は不要）
- ※ 提出部数は1部です。

4 届出の受理

届出内容が適正な場合、受理通知書が交付されます。

伐採は、受理通知書が届いたのちに行ってください。

届出の内容に変更が生じる場合は、届け出た内容以外の伐採は行わず、速やかに農林事務所（8ページ）へ連絡し、指示を受けてください。

5 伐採を行わなかったら

完了予定日から30日以内に不実行届（様式2-4）を提出してください。

なお、一部でも伐採した場合は、不実行届を提出する必要はありません。

○ 災害に際して緊急に立木を伐採した場合

火災や台風などで緊急に立木を伐採した場合は、行為後30日以内に「緊急伐採届出書（様式1-1）」を提出する必要があります。

なお、緊急伐採届は、伐採した場所、内容の分かる図面を添付して、伐採を行う場所を所管する農林事務所（8ページ）に提出してください。

○ 国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合

国有林を管理する国の機関が当該国有林を伐採する場合は、あらかじめ協議が必要です。

協議の取扱いは、許可申請や届出に準じたものになりますが、協議書式については任意となります。

○ 植栽の義務

伐採後の植栽が義務付けられた保安林を伐採した場合は、定められた方法、期間、樹種にしたがって植栽し、植栽を完了した日から30日以内に植栽完了届（様式6-1）を提出する必要があります。

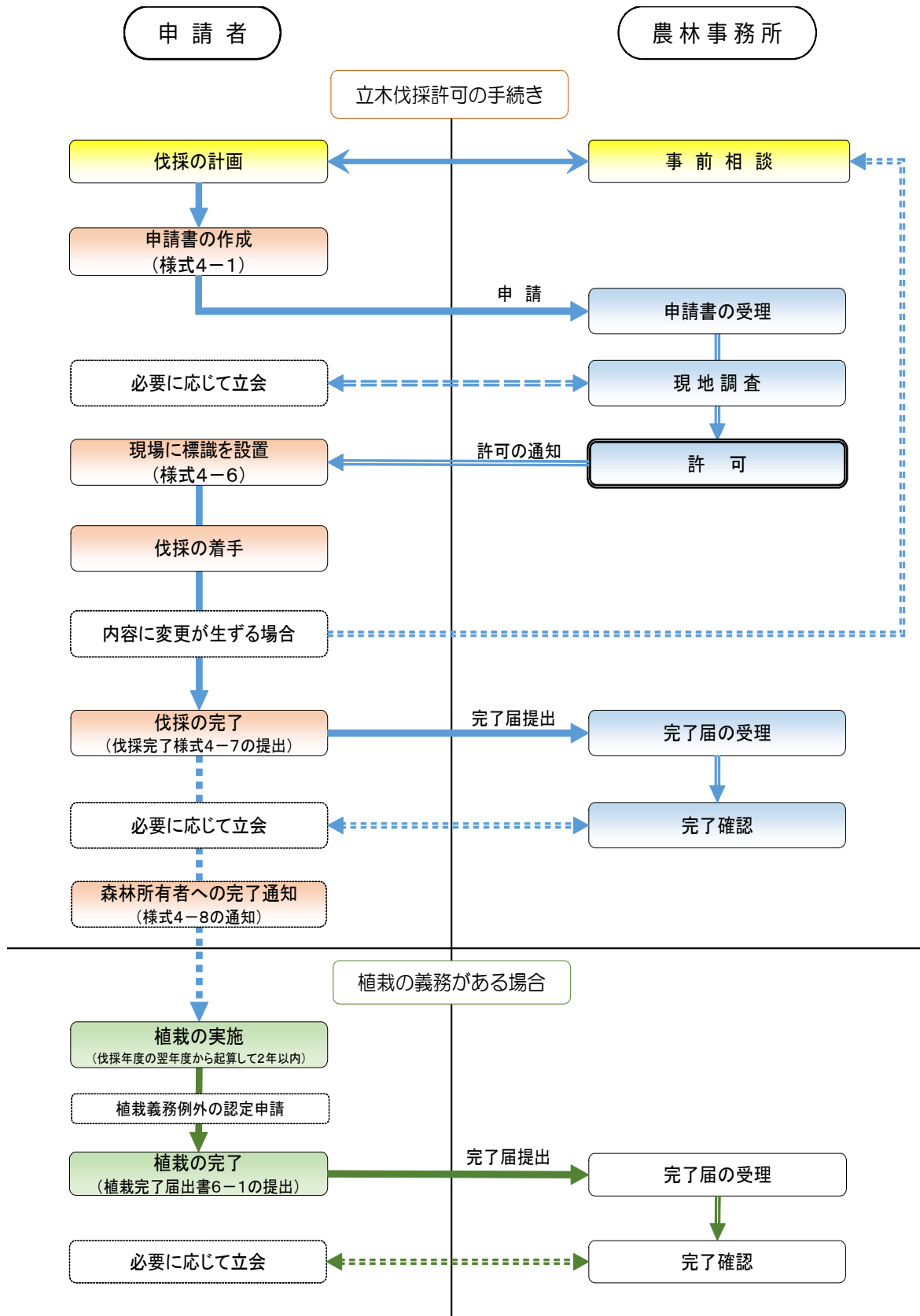
なお、災害等により定められた期間内に植栽が困難な場合や、人工林における択伐届出より択伐を行ったときは、植栽の義務の猶予を申請できますので、農林事務所へご相談下さい。

○ 福島県農林事務所一覧

農林事務所	所管市町村	住所・電話番号
県北農林事務所 (森林林業部)	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-2639 FAX 024-521-2851
県中農林事務所 (森林林業部)	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 TEL 024-935-1373 FAX 024-935-1389
県南農林事務所 (森林林業部)	白河市、東白川郡、 西白河郡	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1 TEL 0247-33-2124 FAX 0247-33-6949
会津農林事務所 (森林林業部)	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	966-0901 喜多方市松山町烏見山字下天神6-3 TEL 0241-24-5737 FAX 0241-24-5748
南会津農林事務所 (森林林業部)	南会津郡	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5381 FAX 0241-62-5387
相双農林事務所 (森林林業部)	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-1179 FAX 0244-26-1216
いわき農林事務所 (森林林業部)	いわき市	970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6198 FAX 0246-24-6179

○ 計画から完了まで

※伐採許可申請の場合



○ 申請に関連する記載例

様式4-1	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書	
	※ 皆伐する場合 P11
	※ 択伐する場合 P12
様式4-6	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可済標識	P13
様式4-7	保安林(保安施設地区)内立木伐採終了届	P14
様式4-8	保安林(保安施設地区)内立木伐採終了通知書	P15

○ 皆伐をする場合

様式4-1 主伐の伐採許可関係様式（申請書）
（規則第59条の申請書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

令和 3 年 2 月 10 日

（注：公表の日から30日以内に提出）

福島県知事
（〇〇農林事務所長）

住所 〇〇〇市〇〇〇〇字〇〇1-1

申請者 電話番号 〇240-〇〇-〇〇〇〇

氏名 〇〇〇森林組合 組合長 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の種類					水源かん養保安林							
森林の所在場所					森林所有者		伐採方法	伐採立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ha (m ³)	伐採期間 (始期・終期)	森林経営計画の有無	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	住所、氏名又は名称							
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	2-1	〇〇市〇〇町3-1 〇〇〇〇		<input checked="" type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	コナラ 38年生	120000ha R3.4.5 R3.12.31	無	見込み面積	
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり			植栽方法		ニ					
〇〇	ニ	〇〇	〇〇	4-1	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇5-1 〇〇〇〇		<input checked="" type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	ヒノキ 55年生	5.4321ha R3.4.5 R3.12.31	無	実測面積	
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり			植栽方法		5.4321ha ヒノキ1,800本/ha植え R4.4~R6.3末日					
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			植栽方法		<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐					

※植栽の方法について
植栽面積、時期、樹種、ヘクタール当たりの本数、植栽する者など、具体的な植栽計画を別途提出してください。

※注意事項省略

○ 択伐をする場合

様式4-1 主伐の伐採許可関係様式（申請書）
（規則第59条の申請書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

令和 3 年 4 月 1 日

（注：伐採の30日前までに提出）

福島県知事
（〇〇農林事務所長）

住所 〇〇〇市〇〇〇〇字〇〇1-1
申請者 電話番号 〇240-〇〇-〇〇〇〇
氏名 有限会社〇〇林業
代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の種類					水源かん養保安林							
森林の所在場所					森林所有者		伐採方法	伐採立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ha(m ³)	伐採期間 (始期・終期)	森林経営計画の有無	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	住所、氏名又は名称							
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	1-2	〇〇市〇〇町1-1 〇〇〇〇		<input type="checkbox"/> 皆伐 <input checked="" type="checkbox"/> 択伐	アカマツ 55年生	6,000ha (469,80m ³)	R3.5.10 R4.3.31	無	
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		植栽方法		二						
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法								
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法								

※注意事項省略

様式4-6 主伐の伐採許可関係様式（許可済標識）

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可済標識				
許可番号	30農林第0000号			
森林の所在	000市0000字0001-1			
保安林の種類	水源かん養保安林			
行為の内容	伐採の方法	皆伐		
	樹種・年齢	コナラ 38年生		
伐採面積及び伐採立木材積		12.0000 ha m ³		
許可期間 (変更)	始期	令和 3年 4月 5日	終期	令和 3年12月31日
	(始期)	令和 年 月 日	(終期)	令和 年 月 日
申請者の住所氏名、 連絡先電話番号	000市0000字001-1 000森林組合 組合長 0000 0240-00-0000			
福島県000農林事務所（電話番号：0240-00-0000）				

規格 B3版（白地黒文字）

材質 伐採期間中耐久性が保持されるもの

※注意事項省略

様式4-7 主伐の伐採許可関係様式（終了届）
 （規則第65条第1項の届出書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採終了届

令和 4 年 1 月 10 日

（注：伐採終了日から30日以内に提出）

福島県知事
 （〇〇農林事務所長）

住所 〇〇〇市〇〇〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 0240-00-0000

氏名 〇〇〇森林組合 組合長 〇〇〇〇

令和3年4月4日付け30農林第〇〇〇〇号の決定通知に係る立木の伐採は、
 令和3年12月31日に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項（第44条において準用する
 同法第34条第8項）の規定により届け出ます。

記

保安林（保安施設地区）の種類					水源かん養保安林					
森林の所在場所					伐採方法	伐採した立木の樹種、年齢	許可を受けた面積又は材積 ha(m ³)	伐採した面積又は材積 ha(m ³)	不実行だった面積又は材積 ha(m ³)	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番						
(〇〇)	(〇〇)	〇〇	〇〇	2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	コナラ 38年生	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 見込み 12.0000ha	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 見込み 12.0000ha	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 見込み 0.0000ha	
〇〇	=	〇〇	〇〇	4-1	<input checked="" type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	ヒノキ 55年生	<input checked="" type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み 5.4321ha	<input checked="" type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み 4.0000ha	<input checked="" type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み 1.4321ha	4.0000ha、R4.4 ~R6.3まで 植栽
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	

※注意事項省略

様式 4-8 主伐の伐採許可関係様式（森林所有者通知）
（規則第65条第2項の通知様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採終了通知書

令和 4 年 1 月 10 日
（注：伐採の終わった日から30日以内に提出）

〇〇 〇〇 様

住所 〇〇〇市〇〇〇〇字〇〇1-1

伐採者 電話番号 0240-00-0000

氏名 〇〇〇森林組合 組合長 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したのでお知らせします。

森林の所在場所					伐採方法	伐採した 面積または材積 ha (m3)	伐採の終 わった日
市(郡)	町(村)	大字	字	地番			
(〇〇)	(〇〇)	〇〇	〇〇	2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐	12.0000ha	R3.12.31
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		

※注意事項省略

○ 届出に関連する記載例

様式3-1	保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書	
※	間伐する場合 P17
※	択伐する場合 P18
様式3-7	保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)終了通知書	P19

○ 間伐する場合

様式 3-1 択伐間伐届出関係様式（択伐（間伐）届）
（規則第68条第1項の届出書の様式）

保安林（保安施設地区）内~~択伐（間伐）~~届出書

令和 3 年 4 月 1 日

福島県知事
(〇〇農林事務所長)

(注：伐採の2週間前までに提出)

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 0240-00-0000

氏名 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を~~択伐（間伐）~~のため伐採したいので、~~森林法第34条の2第1項（第44条において準用する同法第34条の2第1項）~~（森林法第34条の3第1項（第44条において準用する同法第34条の3第1項））の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の種類					水源かん養保安林						
森林の所在場所					伐採方法	伐採立木の樹種及び年齢	伐採面積 ha	伐採立木積 材積 m ³	伐採期間 (始期・終期)	森林 経営 計画 の有無	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番							
<u>〇〇</u>	<u>二</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇</u>	<u>1-1</u>	択伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	間伐 <input checked="" type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 列状	<u>カラマツ</u> <u>29年生</u>	<u>2.0000ha</u>	<u>120.00m³</u>	<u>R3.4.15</u> <u>R4.3.31</u>	<u>無</u>
搬出の有無					<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		植栽方法				
					択伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	間伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 列状					
搬出の有無					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法				
					択伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	間伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 列状					
搬出の有無					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法				

※注意事項省略

○ 択伐する場合

様式 3-1 択伐間伐届出関係様式 (択伐(間伐)届)
(規則第68条第1項の届出書の様式)

保安林 (保安施設地区) 内択伐 ~~(間伐)~~ 届出書

令和 3 年 4 月 1 日

福島県知事
(〇〇農林事務所長)

(注: 伐採の2週間前までに提出)

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 〇240-〇〇-〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を択伐 ~~(間伐)~~ のため伐採したいので、森林法第34条の2第1項 (第44条において準用する同法第34条の2第1項) ~~(森林法第34条の3第1項 (第44条において準用する同法第34条の3第1項))~~ の規定により届け出ます。

保安林 (保安施設地区) の種類					土砂流出防備保安林							
森林の所在場所					伐採方法	伐採立木の樹種及び年齢	伐採面積 ha	伐採立木材積 m ³	伐採期間 (始期・終期)	森林経営計画の有無	備考	
市(郡)	町(村)	大字	字	地番								
〇〇	=	〇〇	〇〇	1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 択伐単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	<input type="checkbox"/> 間伐単木 <input type="checkbox"/> 列状	ヒノキ 50年生	2.5000ha	77.70m ³	R3.4.15 R4.3.31	無	
搬出の有無					<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり	植栽方法	1.0000ha	ヒノキ2,100本/ha植え	R4.4~R6.3末日			
搬出の有無					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	植栽方法	※植栽の方法について 植栽面積、時期、樹種、ヘクタール当たりの本数、植栽する者など、具体的な植栽計画を別途提出してください。					
搬出の有無					<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	植栽方法						

※注意事項省略

○ 択伐した場合

様式 3-7 択伐間伐届出関係様式（森林所有者通知）
（規則第71条の通知様式）

保安林（保安施設地区）内択伐~~（間伐）~~ 終了通知書

令和 4 年 2 月 15 日

（注：伐採の終わった日から30日以内に提出）

〇〇 〇〇 様

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

伐採者 電話番号 〇240-〇〇-〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したのでお知らせします。

森林の所在場所					伐採方法	伐採した 面積または材積 ha(m3)	伐採の終 わった日
市(郡)	町(村)	大字	字	地番			
〇〇	=	〇〇	〇〇	1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> 間伐	77.70m3	R4.2.1
					<input type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> 間伐		
					<input type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> 間伐		

※注意事項省略

○ その他の様式記載例

伐採届出にかかる様式

様式2-1 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書 P21
(※ 森林施業に必要な作業道などを設置する場合)

緊急伐採にかかる様式

様式1-1 保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書 P22

植栽を完了した場合にかかる様式

様式6-1 保安林(保安施設地区)内植栽完了届出書 P23

※ 森林施業に必要な作業道などを設置する場合

様式 2-1 伐採届出関係様式（伐採届）
（規則第60条第2項の届出書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

令和 3 年 4 月 1 日

（注：伐採の2週間前までに提出）

福 島 県 知 事

（〇〇農林事務所長）

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 024-000-0000

氏名 株式会社〇〇林業
代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の種類	水源かん養保安林		
森林の所在場所	〇〇〇 市 〇〇 郡	〇〇〇 町 〇 村	大字 〇〇〇 字 1-1 番地
伐採の目的	作業道の開設に伴う伐採		
伐採を開始する日	令和 3 年 4 月 15 日	伐採を終了する日	令和 3 年 9 月 15 日
伐採面積 （小数第4位）	0.5432ヘクタール		
伐採方法	<input type="checkbox"/> 主伐（ <input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐） <input type="checkbox"/> 間伐 <input checked="" type="checkbox"/> 作業許可に伴う		
伐採立木の樹種、年齢	スギ15～35年生、ヒノキ65年生		
備考	作業許可申請：令和3年4月1日提出		

※注意事項省略

様式 1 - 1 緊急伐採届出関係様式 (届出書)
(規則第66条第1項の届出書の様式)

保安林 (保安施設地区) 内緊急伐採届出書

令和 3 年 4 月 1 日
(注: 行為の終わった日から30日以内に提出)

福 島 県 知 事 様
(〇〇 農林事務所長)

住 所 〇〇市〇〇〇町1-1
届出人 電話番号 0240-〇〇-〇〇〇〇
氏 名 〇〇建設事務所 所長〇〇〇〇

次の森林 (土地) において次のように立木を伐採したので、森林法第34条第9項 (第44条において準用する同法第34条第9項) の規定により届け出ます。

森林 (土地) の所在場所	<u>〇〇〇</u> 市 <u>〇〇〇</u> <u>町</u> 大字 <u>〇〇〇</u> 字 <u>〇〇〇</u> <u>1-1</u> <u>郡</u> 村
保安林 (保安施設地区) の種類	<u>土砂崩壊防備保安林</u>
理 由	<u>令和3年3月15日に地すべりが発生し、隣接する人家に倒木の恐れが生じたため、危険木を伐採した。</u> <u>また、地すべり末端部に応急的な杭打ちを行う必要が生じたため、隣接する保安林から杭材となる立木を採取した。</u>
行 為 の 日 時	<u>令和3年3月16日 21時</u>
行 為 の 方 法	<u>(伐採の種別) 皆伐 (伐採した立木の樹種) カラマツ</u> <u>(伐採面積) 0.4321ヘクタール</u>
備 考	

※注意事項省略

様式6-1 植栽関係書類（完了届）

保安林（保安施設地区）内植栽完了届出書

福島県知事
(〇〇農林事務所長)

令和 3 年 4 月 10 日

(注：植栽完了日から30日以内に提出)

住所 〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1-1

届出者 電話番号 〇240-〇〇-〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 2 年 3 月 31 日付け 20 第 〇〇〇〇 号の決定通知（令和 2 年 2 月 3 日に提出した立木の伐採）に係る植栽については、令和 3 年 3 月 31 日に下記のとおり完了したので、図面及び完了状況写真を添えて届出ます。

記

1 植栽した面積 10.00 h a

2 植栽した樹種、ヘクタール当たりの本数

樹種 ヒノキ 本数 1,800 本/h a

※注意事項省略

○ 福島県保安林内立木伐採事務取扱要領（様式抜粋）

[最終改正]令和5年3月31日付け4森第4361号

（趣旨）

第1 森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）第34条第1項、第34条の2第1項及び第34条の3第1項に定める保安林内立木の伐採の取扱いに関しては、同施行令（昭和26年政令第276号、以下「令」という。）、同施行規則（昭和26年農林省令第54号、以下「規則」という。）、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）に定めるほかこの事務取扱要領に定めるものとする。

（伐採許可申請、届出及び協議の区分）

第2 保安林の立木の伐採については、次に定める区分により許可申請、届出及び協議を受けるものとする。区分の判断については、指定施業要件に定める主たる伐採（以下「主伐」という。）のほか保安林内立木伐採事務処理区分（表1）を参照するものとする。

- （1）法第34条第1項第7号に定める緊急伐採届出（要領第5）
- （2）法第34条第1項第9号及び規則第60条第1項第5～9号に定める伐採届出（要領第6）
- （3）法第34条の2第1項に定める択伐届出及び法第34条の3第1項に定める間伐届出（要領第7）
- （4）法第34条第1項に定める主伐の伐採許可申請（要領第8）
- （5）法第34条第1項第9号及び規則第60条第1項第10号に定める国有林内立木伐採協議（要領第9）

（申請等の時期）

第3 第2に定める伐採に関する書類は、次に掲げる時期に提出しなければならない。

- （1）第2の（1）に定める緊急伐採届出は、伐採後30日以内
- （2）第2の（2）に定める伐採届出は、伐採の2週間前まで
- （3）第2の（3）に定める択伐届出及び間伐届出は、伐採の90日から20日前まで
- （4）第2の（4）に定める主伐の伐採許可にあつては、択伐である場合は伐採の30日前までに、皆伐の場合は、皆伐の申請及び許可期間表（表2）に定める期間
- （5）第2の（5）に定める国有林の伐採は、規則第60条の定めにより「あらかじめ」協議がなされる。

（書類の提出先及び提出部数）

第4 伐採許可申請及び届出を行うことができる者は、明らかに伐採の権原を有する者（以下「申請者」又は「届出者」という。）とする。ただし、第2の（1）に定める緊急伐採届出はこの限りではない。

- 2 第2に定める書類の提出は、伐採が行われる保安林を管理する農林事務所長（以下「所長」という。）に、1部提出とする。

（緊急伐採届出）

第5 第2の（1）に定める緊急伐採に関する事務処理は、次のとおりとする。

- 2 所長は、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書（様式1-1）の提出があつたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により調査を行うとともに、届出書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに届出者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。不備が補正されない場合には、任意様式に理由を明示して却下を通知するものとする。
 - （1）届出書の様式が所定の様式でない場合

- (2) 届出書の記入事項に記入もれがあるもの
- (3) 図面が添付されないなど必要な書類が未整備の場合

3 所長は、届出書を受理した場合、緊急伐採届出適否判定調書（様式1-2）をとりまとめるものとする。

また、当該立木の所在地の属する市町村の長に保安林（保安施設地区）内立木伐採通知書（様式4-9）により内容を通知しなければならない。ただし、当該伐採が法第11条第5項の認定に係る森林経営計画の対象とする森林である場合は通知を要しない。

（伐採届出）

第6 第2の（2）に定める伐採届出に関する事務処理は、次のとおりとする。

2 所長は、保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書（様式2-1）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに届出者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。

- (1) 届出の権原が認められない場合
- (2) 届出書の様式が所定の様式でない場合
- (3) 届出書の記入事項に記入もれがあるもの
- (4) 森林の位置図及び区域図が添付されないなど必要な書類（表3 立木伐採に係る添付書類一覧。ただし、規則第60条第1項第5号に定める届出には添付を要しない。）が未整備の場合

3 所長は、届出書を受理した場合、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、伐採届出適否判定調書（様式2-2）をとりまとめ、適当と認められる場合は保安林（保安施設地区）内立木伐採届出受理通知書（様式2-3）を、不備が補正されない場合には同通知に準じた様式に理由を明示して、伐採を開始する日の前に届出の却下を通知するものとする。

4 所長は、前項の通知を行った場合は、様式2-3の写しを森林保全巡視員に送付して保安林の巡視を依頼するものとする。

5 所長は、届出者に対し、届出内容を超えて変更の必要が生じた場合は速やかに伐採の中止を求めて新たな届出の提出を求め、終了予定日までに伐採を実施しなかった場合は保安林（保安施設地区）立木伐採不実行届（様式2-4）の提出を求めるものとし、不実行届の提出がなかった場合には、適宜、伐採後の状況を調査し、伐採届出適否判定調書（様式2-2）をとりまとめ、届出の内容と一致しないときは、「監督処分に係る事務処理要領」（昭和49年3月25日制定49森土第41号、以下「監督処分要領」という。）により処理するものとする。

（択伐届出及び間伐届出）

第7 第2の（3）に定める択伐届出及び間伐届出に関する事務処理は、次のとおりとする。

2 所長は、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書（様式3-1）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに届出者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。

- (1) 届出の権原が認められない場合
- (2) 届出書の様式が所定の様式でない場合
- (3) 届出書の記入事項に記入もれがあるもの
- (4) 森林の位置図及び区域図が添付されないなど必要な書類（表3 立木伐採に係る添付書類一覧）が未整備の場合

3 所長は、届出書を受理した場合、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、択伐の場合は択伐届出書にかかる適否判定調書（様式3-2）、間伐の場合は間伐届出書にかかる適否判定調書（様式3-3）をとりまとめ、適当と認められるときは保安林（保安施設地区）

内立木択伐（間伐）届出受理通知書（様式 3-4）を通知するものとする。

また、届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないときは、任意様式により届出者に計画変更を命じ、届出の不備が補正されない場合には同通知に準じた様式に理由を明示して、伐採を開始する日の前に届出の却下を通知するものとする。

- 4 所長は、様式 3-4 を通知した場合は、当該立木の所在地の属する市町村の長に保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）通知書（様式 3-5）により内容を通知しなければならない。ただし、その伐採が法第 11 条第 4 項の認定に係る森林経営計画の対象とする森林である場合は通知を要しない。

また、前項の通知を行った場合は、様式 3-4 の写しを森林保全巡視員に送付して保安林の巡視を依頼するものとする。

- 5 所長は、届出者に対し、届出内容を超えて変更の必要が生じた場合は速やかに伐採の中止を求めて新たな届出の提出を求め、終了予定日までに伐採を実施しなかった場合は保安林（保安施設地区）立木伐採不実行届（様式 3-6）の提出を求めるものとし、不実行届の提出がなかった場合には、適宜、伐採後の状況を調査し、各適否判定調書（様式 3-2、3-3）をとりまとめ、届出の内容と一致しないときは、監督処分要領により処理するものとする。

- 6 届出者は、当該森林に係る森林所有者でないときは、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）終了通知書（様式 3-7）を択伐（間伐）終了日から 30 日以内に当該森林所有者に通知しなければならない。

（主伐の伐採許可申請）

第 8 第 2 の（4）に定める主伐の伐採許可に関する事務は、次のとおりとする。

- 2 所長は、保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書（様式 4-1）及び添付書類（以下「申請書等」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。不備が補正されない場合には任意様式に理由を明示して、伐採を開始する日の前に申請の却下を通知するものとする。

- (1) 申請の権原が認められない場合
- (2) 申請書の様式が所定の様式でない場合
- (3) 申請書の記入事項に記入もれがあるもの
- (4) 森林の位置図及び区域図が添付されないなど必要な書類（表 3 立木伐採に係る添付書類一覧）が未整備の場合
- (5) 皆伐にあつては、第 3 の（4）に定める申請期間以外の場合

- 3 所長は、申請書を受理した場合は、速やかに実地調査を行うほか適宜の方法により調査を行うとともに、皆伐の場合は皆伐にかかる保安林内立木伐採許可申請適否判定調書（様式 4-2）、択伐の場合は択伐にかかる保安林内立木伐採許可申請適否判定調書（様式 4-3）をとりまとめ、申請に係る伐採が次の各号のいずれかに該当するときは許可しないものとする。

- (1) 伐採の方法、伐採限度（縮減を考慮したもの）が指定施業要件に合致しないもの
- (2) 市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に達していないもの

- 4 農林水産部長（以下「部長」という。）は、年度毎に 2 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日、12 月 1 日（行政機関の休日を除く）に許可すべき皆伐面積の限度を県報及び県ホームページに掲載し公表するものとする。所長は、申請者に対し、公表された面積により伐採の限度に関する指導を行うものとする。

- 5 3 の（1）で考慮する縮減は、令第 4 条の 3 に定める基準に照らして行わなければならない。また、縮減は少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

- (1) 当該箇所に係る申請が 1 である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
- (2) 当該箇所に係る申請が 2 以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上

の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

- 6 所長は、適否判定の結果、適当と判断できる場合は保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書（様式4-4）により許可を行い、許可が認められない場合は保安林（保安施設地区）内立木伐採不許可通知書（様式4-5）により、不許可の理由を付して通知するものとする。

また、立木等の伐採について、他の許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

許可を行う時期は、皆伐にあつては受理の期間満了後30日以内に、択伐にあつては申請書の受理後30日以内に行うものとする。

- 7 所長は、前項の許可を行った場合は、様式4-4の写しを森林保全巡視員に送付して保安林の巡視を依頼するものとする。

- 8 伐採の許可に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。ただし、年度をまたがない期間とする。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出の期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当し、許可条件を付することにより当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合には、その内容について条件を付する。
- (5) 当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。
- (6) その他保安林の維持のために特に必要な事項について条件を付する。

- 9 所長は、許可を受けた者に対し、現地の見えやすい箇所に許可期間中、保安林（保安施設地区）内立木伐採許可済標識（様式4-6）の設置を求めるものとする。

所長は、許可条件に付した期間が経過したときは、実地調査を行うほか適宜の方法により調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について終了届（様式4-7）がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。

- 10 許可を受けた者は、伐採が終了した場合、保安林（保安施設地区）内立木伐採終了届（様式4-7）その他必要な書類の提出を伐採終了日から30日以内に提出しなければならない。

また、許可を受けた者が当該森林に係る森林所有者でないときは、保安林（保安施設地区）内立木伐採終了通知書（様式4-8）を伐採終了日から30日以内に当該森林所有者に通知しなければならない。

- 11 所長は、終了届（様式4-7）の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は受理しないものとし、速やかに許可を受けた者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものとする。補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。特に届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。

- (1) 終了届の様式が所定の様式でない場合
- (2) 終了届の記入事項に記入もれがあるもの
- (3) 森林の位置図及び区域図が添付されないなど必要な書類が未整備の場合

- 12 所長は、終了届（様式4-7）を受理した場合は、適否判定調書（様式4-2、4-3）

の内容と照合し、伐採照査を行うものとする。

また、当該立木の所在地の属する市町村の長に保安林（保安施設地区）内立木伐採通知書（様式4-9）により内容を通知しなければならない。ただし、当該伐採が法第11条第5項の認定に係る森林経営計画の対象とする森林である場合は通知を要しない。

13 前項の照査を行った結果、条件違反等が認められる場合には監督処分要領により処理するものとする。

14 許可の内容の変更は皆伐面積の限度の管理のために原則として認めないことから、所長は、申請者に対し、速やかに伐採の中止を求めて新たに許可申請をを求めるものとする。ただし、伐採期間の延長の変更に関しては、年度を超えない範囲の60日以内で認めることができる。

許可を受けた者に対し、許可申請書（様式4-1）に準じた様式による申請を求め、6を準用して、決定通知書（様式4-4）に準じた様式により許可を行うものとする。

（国有保安林内の伐採協議）

第9 第2の（5）に定める国有林内立木伐採協議に関する事務処理は、第6、第7、第8の1から9まで、第8の14を準用して行うものとするが特に定めることを次に示す。

なお、第2の（1）に定める緊急伐採については、第5により処理するものとする。

2 所長は、受理した場合は、速やかに適否判定調書（様式2-2、3-2、3-3、4-2、4-3）を準用して適否判定をし、必要に応じて留意事項を付記して保安林（保安施設地区）内立木伐採同意決定通知書（様式5-1）により協議者に通知するものとする。なお、現地調査及び伐採照査は必要に応じて行い、森林保全巡視員への送付は要しないものとする。

協議に同意できない場合は、保安林（保安施設地区）内立木伐採不同意決定通知書（様式5-2）により通知するものとする。

3 伐採の実行結果については、立木伐採終了届（様式4-7）に準じた様式による提出を求めるものとする。市町村長への通知は要しない。

適否判定調書（様式2-2、3-2、3-3、4-2、4-3）の内容と照合した結果、条件違反等が認められる場合には、監督処分要領により処理するものとする。

（現地調査及び伐採照査）

第10 所長は、許可及び届出について、調査実施済みである箇所の提出、不実行箇所の再提出等があり、調査を実施しなくても適否判定ができる場合は、省略することができる。

また、積雪・災害等により回答期限までの調査が困難な場合は、事後に実施することができる。

（植栽指定箇所の植栽の実施と内容確認）

第11 所長は、森林所有者に対し、法第34条の4に規定する植栽の義務が定められた箇所を伐採した場合は、定められた期間内に植栽を実施するよう求め、伐採を実施し植栽を完了した場合は、植栽を完了した日から30日以内に保安林（保安施設地区）内植栽完了届（様式6-1）を提出するよう求めるものとする。

2 所長は、植栽完了届を受理した場合、第8の2を準用して受理し、照査を行い各適否判定調書（様式1-2、2-2、3-2、3-3、4-2、4-3）の内容と照合し、植栽状況整理表（様式7）をとりまとめるものとする。照査の結果、条件違反等によりの確な更新が困難と認められるときは、監督処分要領により処理するものとする。

3 所長は、規則第72条に定める植栽義務の例外に関する保安林植栽義務例外認定申請書（様式6-2）の提出があり、現地調査の結果、適当と認められる場合は植栽義務例外認定通知書（様式6-3）を、認められない場合には植栽義務例外不認定通知書（様式6-4）を請求者に対して通知するものとする。

(進捗状況等の管理、事務のとりまとめと報告)

第12 所長は、審査の経緯を保安林事務処理経過記録簿（参考様式1）に記録し、速やかに所内で情報を共有するものとする。

また、保安林関係事務処理状況表（参考様式2）により事務の進捗状況等の管理を行うものとする。

2 所長は、次により保安林内立木伐採事務処理状況を写しにより部長に報告するものとする。
なお、不実行については、1月10日までの報告の際皆伐面積限度整理表1（様式8-1）の備考欄に合計数量を記入して報告するものとする。

(1) 4月20日までに報告するもの

- ア 皆伐面積限度整理表1（2月1日公表に係る許可等分）（様式8-1）
- イ 皆伐縮減計算表1（皆伐の1箇所あたりの伐採限度を定めない場合）（様式8-2）
- ウ 皆伐縮減計算表2（皆伐の1箇所あたりの伐採限度の定めがある場合）（様式8-3）
- エ 保安林内立木伐採整理簿（皆伐）（皆伐に係る分、前年度1年分）（様式8-4）
- オ 保安林内立木伐採整理簿（択伐）（択伐に係る分、前年度1年分）（様式9）
- カ 保安林内立木伐採整理簿（緊急・伐採届出）（緊急伐採等に係る分、前年度1年分）（様式10）
- キ 保安林内立木伐採整理簿（間伐）（間伐に係る分、前年度1年分）（様式11）
- ク 植栽状況整理表（主伐に係る分、前年度末での状況）（様式7）

(2) 8月10日までに報告するもの

- ア 皆伐面積限度整理表1（6月1日公表に係る許可等分）（様式8-1）
- イ 皆伐縮減計算表1（6月1日公表に係る許可等分）（様式8-2）
- ウ 皆伐縮減計算表2（6月1日公表に係る許可等分）（様式8-3）
- エ 保安林内立木伐採整理簿（皆伐）（6月1日公表に係る許可等分）（様式8-4）

(3) 11月10日までに報告するもの

- ア 皆伐面積限度整理表2（9月1日公表に係る許可等分）（様式8-1）
- イ 皆伐縮減計算表1（9月1日公表に係る許可等分）（様式8-2）
- ウ 皆伐縮減計算表2（9月1日公表に係る許可等分）（様式8-3）
- エ 保安林内立木伐採整理簿（皆伐）（9月1日公表に係る許可等分）（様式8-4）

(4) 1月10日までに報告するもの

- ア 皆伐面積限度整理表2（12月1日公表に係る許可等分）（様式8-1）
- イ 皆伐縮減計算表1（12月1日公表に係る許可等分）（様式8-2）
- ウ 皆伐縮減計算表2（12月1日公表に係る許可等分）（様式8-3）
- エ 保安林内立木伐採整理簿（皆伐）（12月1日公表に係る許可等分）（様式8-4）

(書類の保存と伐採の管理)

第13 所長は、第2に定める区分により事務処理した伐採について、保安林内立木伐採整理簿（様式8-4、9~11）に所要の事項を記入するとともに伐採管理を行うものとし、その保存期間は伐採の完了する年度の次の年から5年間とする。

2 1以外の伐採について、保安林内立木伐採整理簿（許可等不要）（様式12）に取りまとめるものとし、その保存期間は伐採の完了する年度の次の年から3年間とする。

2 1以外の伐採について、保安林内立木伐採整理簿（許可等不要）（様式12）に取りまとめるものとし、その保存期間は伐採の完了する年度の次の年から3年間とする。

表 1 保安林内立木伐採事務処理区分

1 手続きを要しない立木の伐採 手続き不要

行 為 の 内 容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合	第34条第1項第1号	
特定保安林の要整備森林を、地域森林計画に定められた森林施業の方法及び時期に関する事項に従って伐採する場合	第34条第1項第4号	
森林所有者等が、森林施業に関する測量又は実地調査のため森林法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 [*注(1)]	第34条第1項第5号	
農林水産大臣、都道府県知事、市町村長が、森林法の施行のため、同法第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合 [*注(2)]	第34条第1項第6号	
除伐する場合	第34条第1項第8号	
国又は都道府県知事が、保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事、地すべり等防止法による地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合 [*注(3)]	第34条第1項第9号	第60条第1項第1号
法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合		第60条第1項第2号
倒木又は枯死木を伐採する場合		第60条第1項第3号
こうぞ、みつまた、その他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合		第60条第1項第4号

[*注]

(1) 森林法第49条第1項

森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

(2) 森林法第188条第3項

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

(3) 処理基準（12林野治第790号）第4の7(1)

保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の付帯工事を含む。

2 「緊急伐採届出」を要する立木の伐採 要領第2(1)

行 為 の 内 容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合	第34条第1項第7号 第34条第9項	第66条

3 「伐採届出」を要する立木の伐採 要領第2(2)

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
法第34条第2項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合〔*注(1)〕	第34条第1項第9号	第60条第1項第5号
樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルスであって知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合〔*注(2)〕		第60条第1項第6号
林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合〔*注(3)〕		第60条第1項第7号
その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行う場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合〔*注(4)〕		第60条第1項第8号
道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合〔*注(5)〕		第60条第1項第9号

〔*注〕

保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（45林野治第921号）

(1) 規則60条第1項第5号

「当該保安林の機能に代替する機能を有する施設」とは、転用によって失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（代替施設）で、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の用地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に当該被害を防除するための施設。

(2) 規則60条第1項第6号

「樹木または林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルス」は、森林病虫害等防除法第2条に規定する森林病虫害等を含むが、同法第3条又は5条の規定による命令に基づく駆除措置として立木を伐採する場合は含まない。

(3) 規則60条第1項第7号

「林産物の搬出その他森林施業に必要な設備」は、木材集積場、防火線、区画線、林道（森林鉄道、索道、自動車道、車道、木馬道、牛馬道をいう。）、歩道、簡易索道、造林小屋又は製炭小屋その他これに類するものであること。

(4) 規則60条第1項第8号

「土地収用法第3条各号に掲げる事業のために必要な測量または実地調査」は、同法第14条第1項に規定する当該事業の準備のために行う測量若しくは実地調査又は当該事業により施設を設置するために行う測量若しくは実地調査であること。土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得ることができないため市町村長や知事の許可を受けて立木を伐採する場合は該当しない。
また、電気通信事業法第136条、自然公園法第62条、電気事業法第61条その他法令又はこれに基づく処分により、測量又は実地調査のためにする立木の伐採についても同様である。

(5) 規則60条第1項第9号

「道路」は、林道、農道その他の一般交通の用に供する道路を含み、「鉄道」は、索道を含む。
「その他これらに準ずる設備」は、土地収用法第3条各号に掲げるもの及び法令により土地を収用し、若しくは使用できることとされている事業により設置された施設並びにこれらに類するもので建築物以外のものであること。
「その他の建築物」は、工場、病院、集会場、旅館その他これに類するものであること。
「著しく被害を与え」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えている状態をいい、「与えるおそれがあり」とは、放置すれば立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えることが確実と見込まれる場合をいい、「用途を著しく妨げている」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物の機能又は効用に著しい支障を及ぼしている場合をいう。

電気通信事業法第136条、ガス事業法第168条、電気事業法第61条その他法令またはこれに基づく処分による施設の保守のためにする立木の伐採は該当しない。

4 「択伐、間伐届出」を要する立木の伐採 要領第2(3)

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
人工植栽における択伐による立木の伐採 [*注(1)]	第34条の2	第68条 第69条
間伐による立木の伐採 [*注(2)]	第34条の3	

[*注]

- (1) 保安林及び保安施設地区における択伐の届出制の運用に当たっての留意事項等(15林整治第916号)
人工植栽が行われた経過のある森林等であっても、択伐による伐採を行う時点において主林木の相当部分が天然更新木であり植栽によらなくても的確な更新が可能な場合には、当該森林の現況が人工植栽に係る森林(人工林)に該当しないので、5に規定する主伐の伐採許可申請による択伐によることとなる。
- (2) 森林法施行令 別表第2
伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の十分の三・五を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が十分の八を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね五年後においてその森林の当該樹冠疎密度が十分の八以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

5 「主伐の伐採許可申請」を要する立木の伐採 要領第2(4)

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
択伐による立木の伐採 [*注(1)]	第34条第1項	第4条の2第1項
皆伐による立木の伐採 [*注(2)]		第4条の2第2項

[*注]

- (1) 処理基準(12林野治第790号)第4の2(1)、基本通知(45林野地第921号)第4の4(1)
「択伐」とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であつて、次に掲げるものとする(4に規定する人工造林にかかる択伐も同じ)。なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。
- (ア) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅の帯状に選定してする伐採(当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が10メートル未満であるような伐採をいう。)
- (イ) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの
- (2) 処理基準(12林野治第790号)第4の2(7)
伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。

6 「協議」を要する立木の伐採 要領第2(5)

行為の内容	根 拠	
	森 林 法	森林法施行規則
国有林を管理する国の機関があらかじめ知事と協議するところに従い当該国有林の立木を伐採する場合	第34条第1項第9号	第60条第1項第10号

7 その他（許可があったとみなす立木の伐採）

各法令による手続き

行 為 の 内 容	根 拠 法 令
特定認定森林所有者が、保健保安林の区域内において、特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う伐採【*注(1)】	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第8条第1項
認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って立木を伐採する場合【*注(1)】	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条
復興整備事業の実施に係る森林法第34条第1項の許可に関する事項を記載した復興整備計画が公表された場合【*注(2)】	東日本大震災復興特別区域法第50条第2項
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等を整備する場合【*注(3)】	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第11条第2項
福島復興再生特別措置法に規定する地熱資源開発計画に従って地熱資源開発事業を行う場合	福島復興再生特別措置法第69条第1項第3号

【*注】

- (1) 事後、様式4-7に規定する「完了届」が必要
- (2) 「内閣府・農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第1条及び第2条の農林水産大臣、国土交通省及び環境大臣が定める書類」に規定する書類の作成が必要
- (3) 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令第1条第2項に規定する書類の作成が必要

表2 皆伐の申請及び許可期間表

皆伐面積の限度公表		申請（協議）の期間		許可（同意）の決定
第1回公表 2月1日	→	2月2日～3月3日	→	3月4日～4月3日
第2回公表 6月1日	→	6月2日～7月1日	→	7月2日～8月1日
第3回公表 9月1日	→	9月2日～10月1日	→	10月2日～11月1日
第4回公表 12月1日	→	12月2日～12月31日	→	1月1日～1月31日

※公表日から30日以内

※申請期間満了後30日以内

※注意事項

- (1) 皆伐面積の限度公表日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日以降の平日が公表日となる。
- (2) 許可の期間は、年度を超えないこと。

表3 立木伐採に係る添付書類一覧

添付書類	条件等
申請又は届出箇所の登記事項証明書 ※注1	申請者又は届出者が森林所有者の場合で、身分を証するものと保安林台帳を照合して確認できる場合を除く
申請者又は届出者確認書類 ※注2	申請者又は届出者が国、地方公共団体及び独立行政法人等でない場合
伐採の権原を証する書類	申請者又は届出者が森林所有者以外の場合
権利者の承諾書等	行為地に申請者以外の者が何らかの権利を有している場合
隣接する森林の土地の境界確認を行ったことを証する書類 ※注3	申請箇所が隣接する森林の土地との境界に接している場合
森林管理署長の同意書	行為地が林野庁所管の国有林の場合
他法令関係の処分を証する書面の写し ※注4	立木の伐採に関して他の行政庁の免許、許認可その他の処分を必要とする場合
○ 添付図面	
位置図	国土地理院発行1/50,000地形図又はこれに準ずるもの
区域図	原則として1/5,000森林計画図の写しを使用すること。これ以外にあっては申請区域を含む保安林の状況と申請内容が分かるもの。
調査図 【省略可】	伐採区域の境界線及び伐採（予定）地の境界のあらゆる部分から20m未満に存する伐採跡地等の位置、植栽が必要な区域その他必要な事項を記入すること。
その他	上記のほか所長が必要と認めるもの

※注1

当該森林に係る土地の登記事項証明書に準ずるものについては、申請者又は届出人が当該森林の土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類。

※注2

法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在並びに法人番号）を記載した書類又はその写し）。

法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類。

個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写しまたはこれらに類するもの（公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写し）であって氏名及び住所を証する書類。

※注3

境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類。

地形、地物その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより隣接する森林の土地との境界が明らかな場合や隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にすると認められる場合には、添付を省略することができる。ただし、申請者又は届出者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合は省略を認めない。

※注4

申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。

申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。

「処分があったことを証する書類」については、当該許認可を行った行政庁が発した証明書又は許認可等の写しとする。

なお、許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含む。

様式 1 - 1 緊急伐採届出関係様式（届出書）
（規則第66条の届出書の様式）

保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様
（ 農 林 事 務 所 長 ）

住 所
届出人 電話番号
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次の森林（土地）において次のように立木を伐採したので、森林法第34条第9項（第44条において準用する同法第34条第9項）の規定により届け出ます。

森林（土地）の所在場所	市 町 郡 村 大字 字
保安林（保安施設地区）の種類	
理 由	
行 為 の 日 時	
行 為 の 方 法	
備 考	

注意事項

- 1 届出書は、伐採その他の行為についての箇所ごとに作成すること。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 3 行為の方法欄には、伐採の種別（皆伐、択伐、間伐）、伐採した立木の樹種、本数又は面積もしくは材積を記載すること。
- 4 位置、内容が分かる図面を最小の範囲で添付すること。

様式 2-1 伐採届出関係様式（伐採届）
 （規則第60条第2項の届出書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

令和 年 月 日

福島県知事
 （△△農林事務所長）

住所
 届出者 電話番号
 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の種類					
森林の所在場所	市 郡	町 村	大字	字	番地
伐採の目的					
伐採を開始する日	令和 年 月 日	伐採を終了する日	令和 年 月 日		
伐採面積 （小数第4位）					
伐採方法	<input type="checkbox"/> 主伐（ <input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐） <input type="checkbox"/> 間伐 <input type="checkbox"/> 作業許可に伴う				
伐採立木の樹種、年齢					
備考					

※注意事項

- 伐採立木の樹種、年齢欄は、樹種は樹種別に分け、年齢は伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記入すること。
- 備考欄は、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の届出に係る立木の伐採をしようとする場合に、次の事項を記入すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記入することができる。
 - 森林の所在場所欄は、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記入すること。
 - 伐採の目的欄は、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記入すること。

- (3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄は、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記入すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採時期が明らかな場合（法第34条第2項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記入することができる。
- (4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記入を省略できる。
- (5) 伐採方法及び伐採立木の樹種、年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記入を省略できる。
- (6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記入すること。
- 4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第9条に定める要件を県知事が認定した計画又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第8条に定める計画に基づいて伐採する場合は、備考欄にその旨による伐採と記入するとともに、県知事又は市町村長の認定通知写しを添付すること。
- 5 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

保安林（保安施設地区）内立木伐採不実行届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事
（△△農林事務所長）

住 所

届出者 電話番号

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年 月 日付け〇〇〇農林第〇〇〇〇号に受理された伐採届出にかかる立木の
伐採は行わなかつたので届け出ます。

様式 3 - 1 択伐間伐届出関係様式 (択伐(間伐)届)
(規則第68条第1項の届出書の様式)

保安林 (保安施設地区) 内択伐 (間伐) 届出書

令和 年 月 日

福島県知事
(△△農林事務所長)

住所

届出者 電話番号

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を択伐 (間伐) により伐採したいので、森林法第34条の2第1項 (第44条において準用する同法第34条の2第1項) (森林法第34条の3第1項 (第44条において準用する同法第34条の3第1項)) の規定により届け出ます。

保安林 (保安施設地区) の種類											
森林の所在場所					伐採方法	伐採立木の樹種及び年齢	伐採面積 ha	伐採立木材積 m ³	伐採期間 (始期・終期)	森林経営計画の有無	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番							
					択伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	間伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 列状					
搬出の有無		□なし □あり			植栽方法						
					択伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	間伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 列状					
搬出の有無		□なし □あり			植栽方法						
					択伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 帯状 <input type="checkbox"/> 群状	間伐 <input type="checkbox"/> 単木 <input type="checkbox"/> 列状					
搬出の有無		□なし □あり			植栽方法						

※注意事項

- 1 伐採方法欄は、択伐 (単木、帯状、群状)、間伐 (単木、列状) の該当項目をチェック又は塗りつぶすこと。
- 2 伐採立木の樹種及び年齢欄は、樹種別に分けて樹種は上段に記入し、年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように下段に記入すること。
- 3 伐採面積は小数第4位まで、材積は小数第2位まで記入すること。
- 4 伐採期間欄は、当該期間の始期を上段に、終期を下段に記入すること。
- 5 森林経営計画の有無欄は、伐採しようとする立木の存する森林が法第34条の2第4項ただし書に規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記入すること。
- 6 植栽の方法欄は、面積、具体的な植栽時期を記入すること。
- 7 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

様式 3 - 6 択伐間伐届出関係様式（不実行届）

保安林（保安施設地区）内立木伐採不実行届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事
（△△農林事務所長）

住 所

届出者 電話番号

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年 月 日付け〇〇〇農林第〇〇〇〇号に受理された択伐（間伐）届出にか
かる立木の伐採は行わなかったため届け出ます。

様式 3-7 択伐間伐届出関係様式（森林所有者通知）
（規則第71条の通知様式）

保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）終了通知書

令和 年 月 日

様

住所

伐採者 電話番号

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したのでお知らせします。

森林の所在場所					伐採方法	伐採した 面積または材積 ha(m ³)	伐採の終 わつた日
市(郡)	町(村)	大字	字	地番			
					<input type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> 間伐		
					<input type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> 間伐		
					<input type="checkbox"/> 択伐 <input type="checkbox"/> 間伐		

※注意事項

- 1 伐採の終わった日から30日以内に提出すること。
- 2 伐採方法欄は、該当する事項の□に印をつけること。
- 3 面積は小数第4位まで、材積は小数第2位まで記入すること。

様式 4 - 1 主伐の伐採許可関係様式（申請書）
（規則第59条の申請書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

令和 年 月 日

福島県知事
（△△農林事務所長）

住所

申請者 電話番号

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の種類												
森林の所在場所					森林所有者		伐採方法	伐採立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ha(m ³)	伐採期間 (始期・終期)	森林経営計画の有無	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番	住所、氏名又は名称							
							<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐					
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法								
							<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐					
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法								
							<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐					
搬出の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		植栽方法								

注意事項

- 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに作成すること。
- 伐採方法、搬出の有無欄は、該当する事項の□に印をつけること。
- 伐採立木の樹種及び年齢欄は、樹種別に分けて樹種は上段に記入し、年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように下段に記入すること。
- 面積は、実測又は見込みとし（その旨を備考欄に記載する）、小数第4位まで上段に記入すること。
- 材積は、小数第2位まで下段に記載すること。なお、伐採方法が皆伐の場合は、記入を要しない。
- 伐採期間欄は、当該期間の始期を上段に、終期を下段に記入すること。
- 植栽の方法欄は、面積、具体的な植栽時期を記入すること。
- 森林経営計画の有無欄は、伐採しようとする立木の存する森林が法第34条第10項ただし書きに規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記入すること。
- 備考欄には、次の事項を記入すること。
 - (1)皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積。ただし、当該伐採跡地に残存し、次のいずれかに該当する残存木の占有面積については、的確な更新が認められる面積に相当することから、記載は要しないものとする。
 - 標準伐期齢以上の樹齢にある立木
 - 標準伐期齢未満の樹齢にある立木のうち、当該森林について指定施業要件として定められた樹種であつて、植栽する苗の満1年以上に相当する大きさと同等以上の大きさであり、かつ、当該樹種の標準伐期齢に達する

時点で植栽によるものと同等以上に成長することが期待できるもの。なお、この場合の「残存木の占有面積」については、原則として、当該残存木の現に占有する面積とするが、当該残存木の現に占有する面積が当該樹種の平均占有面積（1ヘクタールを、指定施業要件として定められた当該樹種についての1ヘクタール当たりの植栽本数で除して得られる面積）に満たない場合にあつては、当該平均占有面積を当該残存木の占有面積とし、複数の残存木の占有する区域が重なっている場合にあつては、その重複分を差し引いた占有面積とする。

(2) 伐採跡地について行う植栽の時期

- 10 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合にあつては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域を含む。）を明示すること。

様式 4-6 主伐の伐採許可関係様式（許可済標識）

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可済標識				
許可番号	〇〇 △ △ 農 林 第 〇〇〇〇 号			
森林の所在	市郡	町村	大字	字 番地
保安林の種類				
行為の内容	伐採の方法			
	樹種・年齢			
伐採面積及び伐採立木材積		h a	m ³	
許可期間 (変更)	始期	令和 年 月 日	終期	令和 年 月 日
	(始期)	令和 年 月 日	(終期)	令和 年 月 日
申請者の住所氏名、 連絡先電話番号				
福島県 △△ 農林事務所（電話番号： ）				

規格 B3版（白地黒文字）

材質 伐採期間中耐久性が保持されるもの

※注意事項

伐採面積及び伐採立木材積欄は、皆伐による場合によっては伐採立木材積の記入を要しない。

様式4-7 主伐の伐採許可関係様式（終了届）
 （規則第65条第1項の届出書の様式）

保安林（保安施設地区）内立木伐採終了届

令和 年 月 日

福島県知事
 （△△農林事務所長）

住所

届出者 電話番号

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

令和 年 月 日付け〇〇〇農林第〇〇〇〇号の決定通知に係る立木の伐採は、
 令和 年 月 日に次のとおり終了したので、森林法第34条第8項（第44条において準用
 する同法第34条第8項）の規定により届け出ます。

記

保安林（保安施設地区）の種類										
森林の所在場所					伐採方法	伐採した立木の樹種、年齢	許可を受けた面積又は材積 ha(m ³)	伐採した面積又は材積 ha(m ³)	不実行だった面積又は材積 ha(m ³)	備考
市(郡)	町(村)	大字	字	地番						
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 見込み	

※注意事項

- 1 伐採終了日（不実行の場合は、伐採期間の終期）から30日以内に提出すること。
- 2 伐採の方法欄は、皆伐、択伐の別を記載。
- 3 伐採の面積は実測又は見込みとし小数第4位まで、材積（皆伐の場合不要）は小数第2位まで記入すること。
- 4 備考欄は、伐採跡地について行う植栽の面積、時期を記入すること。
- 5 森林の位置図及び区域図を添付する。

保安林（保安施設地区）内立木伐採終了通知書

令和 年 月 日

様

住所

伐採者 電話番号

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したのでお知らせします。

森林の所在場所					伐採方法	伐採した 面積または材積 ha (m ³)	伐採の終 わった日
市(郡)	町(村)	大字	字	地番			
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		
					<input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 択伐		

※注意事項

- 1 伐採の終わった日から30日以内に提出すること。
- 2 伐採方法欄は、該当する事項の□に印をつけること。
- 3 面積は小数第4位まで、材積は小数第2位まで記入すること。

保安林（保安施設地区）内植栽完了届出書

令和 年 月 日

福島県知事
（△△農林事務所長）

住所

届出者 電話番号

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇 年 月 日付け 〇〇第 号の決定通知（〇〇 年 月 日に提出した立木の伐採）に係る植栽については、令和 年 月 日に下記のとおり完了したので、図面及び完了状況写真を添えて届出ます。

記

- 1 植栽した面積 _____ h a
- 2 植栽した樹種、ヘクタール当たりの本数
- | | | | | |
|----|-------|----|-------|---------|
| 樹種 | _____ | 本数 | _____ | 本 / h a |
|----|-------|----|-------|---------|

※注意事項

- 1 植栽完了日から30日以内に提出すること。
- 2 面積は、小数第2位まで記入すること。

（県農林事務所確認欄）

進捗状況（ 継続 完結 ）

事前（1）添付書類（図面（あり なし（×）提出（令和 年 月 日））

事前（2）添付書類（完了状況写真（あり なし（×）提出（令和 年 月 日））

※該当する適否判定調書（様式1-2、2-2、3-2、4-2、4-3）を添付

保安林植栽義務例外認定申請書

令和 年 月 日

福島県知事
(〇〇農林事務所長)

住所

申請者 電話番号

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇 年 月 日付け 〇〇第 号の決定通知 (〇〇 年 月 日に提出した届出) に係る伐採跡地について、森林法施行規則第 7 2 条の規定により認定してください。

記

指定の目的	
植栽義務の猶予が必要な期間	令和 年 月 日 まで
伐採跡地に講じる措置	
既定の植栽方法 (樹種、本数)	
天然更新補助作業の実施の予定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (下記欄記入不要)
天然更新補助作業の実施の方法及び時期	
添付書類(必須)	<input type="checkbox"/> 決定通知書(写) <input type="checkbox"/> 届出書(写) <input type="checkbox"/> 伐採跡地区域を明示した図面
備考	

※注意事項

- 1 植栽義務の猶予が必要な期間欄は、伐採終了日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で記入すること。
- 2 既定の植栽方法欄は、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種及び本数を記入すること。
- 3 天然更新補助作業の実施の予定の有無欄、添付書類欄は、該当する事項の□に印をつけること。